

11月26日(金) 12月17日(金) オンライン配信 事前申込受付中!!

すべての人に快適な宿泊を！バリアフリーに関する専門セミナー 東京都宿泊施設バリアフリー化促進セミナー

東京都では、高齢者や障害のある方など、あらゆる人が安全かつ快適に宿泊施設を利用できるように、宿泊事業者に対して支援事業を実施しています。

この度、バリアフリー化に取り組む際に参考となる情報や障害をお持ちの方が望む施設の対応をお伝えするセミナーを開催いたします。

皆様の積極的なご参加をお待ちしております。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyuu/free2/>

東京都 宿泊施設バリアフリー化促進セミナー

日時

第7回：2021年11月26日(金) 14:00～15:30
第8回：2021年12月17日(金) 14:00～15:30
(オンライン接続可能開始時間13:45～)
※お申し込み時に日にちをご選択ください。(複数選択可)

会場

オンライン開催
※開催日前日までに申込時にご記入いただきましたメールアドレスに視聴方法について、別途ご案内します。

対象

都内事業者 (都内宿泊事業者、建築・設計事務所、
備品製造事業者など)

定員

各回最大100名

費用

無料

セミナーのお申し込みはこちらから

<https://questant.jp/q/2021seminar03>



※お申込みいただいた方には、別途事務局よりセミナー当日のアクセス用URLをお送りします。
※視聴方法はzoomによるオンライン配信ならびにYouTube LIVE配信となります。

セミナープログラム(予定)

※各プログラムは予告なく変更となる場合があります。
あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

第7回：11月26日(金) プログラム(予定)

14:00
↓
15:30

京王プラザホテルの取組について
京王プラザホテル 宿泊部 客室支配人
中村 さおり

- ・すべてのお客様への対応をめざしたユニバーサルルーム
- ・ユニバーサルルームの情報発信

京王プラザホテルのユニバーサルルームについては、下記をご参照ください。
https://www.keioplaza.co.jp/stay/room/juniorsuite_universal



▲ジュニアスイート
(ユニバーサルデザイン)
写真提供：京王プラザホテル



▲ラグジュアリーデラックス
(ユニバーサルデザイン)
写真提供：京王プラザホテル



京王プラザホテル
宿泊部 客室支配人
中村 さおり

第8回：12月17日(金) プログラム(予定)

14:00
↓
15:30

一級建築士による
「島しょ地域から見る小規模宿泊施設の
バリアフリー化について」

株式会社JTBアセットマネジメント 取締役 兼執行役員 空間創造部長
村田 知之

- ・小規模宿泊施設のバリアフリー化のポイント
- ・島しょ地域のバリアフリー化の特徴と課題
- ・島しょ地域のバリアフリー化の事例紹介



▲入口段差解消
写真提供：新島村式根島 湯ったり宿 肥田文



▲客室フローリング改修
写真提供：新島村本村 治五平

問い合わせ先：東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL：03-5539-5248 FAX：03-5539-5250
E-mail：barrier-free@makesweb.com 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休

主催：東京都産業労働局

**第1回
実施分**
(6月9日
配信分)

すぐに始められる宿泊施設のバリアフリー化
株式会社JTBアセットマネジメント
空間創造事業部 空間事業課 リーダー
廣村 順
・なぜ今、宿泊施設のバリアフリー化が必要なのか？
・バリアフリー化の改修ポイント～バリアフリー化は難しい！
・バリアフリーの情報発信について

▶ <https://youtu.be/LVerEDBGAWs>

**第5回
実施分**
(10月13日
配信分)

車椅子トラベラーから見たホテルのバリアフリー
車椅子トラベラー (Wheelchair Traveler) 三代 達也
・“車椅子で世界一周”の体験者から見た日本のホテルについて
・車椅子利用者の日常生活について

▶ <https://youtu.be/YnVTOFLkuLo>

**第2回
実施分**
(6月23日
配信分)

宿泊施設のバリアフリー化のポイントについて
株式会社JTBアセットマネジメント
取締役兼執行役員 空間創造事業部長
村田 知之
・宿泊施設のバリアフリー化促進のポイント
・バリアフリー化改修提案事例
・バリアフリー化促進の建築士としての役割と責任

▶ <https://youtu.be/f2dNsEYYXDI>

**第6回
実施分**
(10月27日
配信分)

一級建築士による「補助金活用ホテルの改修事例」について
アビリティーズ・ケアネット株式会社
一級建築士事務所 バリアフリー設計研究所 所長
末永 浩一
・客室の全面改修事例 (ビフォーアフター)
・客室改修後の情報発信について

▶ <https://youtu.be/dpv2kev5Rh4>

**第3回
実施分**
(7月14日
配信分)

高齢者・障害者の身体特性と接遇のポイントについて
アビリティーズ・ケアネット株式会社 バリアフリー課 課長
佐藤 一仁
NPO法人 日本アビリティーズ協会
石橋 克哉
・様々な障害について (障害を知る)
・障害のある方が望む宿泊施設の対応について
・宿泊施設における接遇とハード面のポイント
・アクセシブルツーリズム (ユニバーサルツーリズム) の普及に向けて

▶ <https://youtu.be/DTzAlk62thY>

※第1回～第3回の前半部分は、公益財団法人 東京観光財団の宿泊施設バリアフリー化支援補助金担当者による「宿泊施設バリアフリー化支援補助金について (補助金の申請方法について)」の映像をご覧いただけます。



**第4回
実施分**
(9月29日
配信分)

一級建築士による宿泊施設バリアフリー化の7ステップ
株式会社JTBアセットマネジメント
空間創造事業部 空間事業課 リーダー 廣村 順
・すぐに始められる宿泊施設のバリアフリー化対応
・東京パラリンピックでのボランティアをとおして学んだこと
～“無関心”を“自分ごと”に!!

▶ <https://youtu.be/11CJZ4Ltlas>

宿泊施設バリアフリー化支援補助金の募集の概要

- 1 補助対象者 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- 2 補助対象経費及び補助率等 下記のとおり (※については条件があります)

補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) バリアフリー化整備事業 (施設整備)	4/5	3,000万円 (6,000万円) ※3
(2) バリアフリー化整備事業 (客室整備) ※1	4/5	4,200万円 (8,400万円) ※4
	9/10 ※2	4,800万円 (9,600万円) ※4
(3) バリアフリー化整備事業 (備品購入)	4/5	320万円
(4) バリアフリー化整備事業 (実施設計) ※5	4/5	100万円
(5) コンサルティング	2/3	100万円

※1 (2) バリアフリー化整備事業 (客室整備) とは、「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車いす使用者用客室」を目指す整備とする。
 ※2 (2) バリアフリー化整備事業 (客室整備) において、以下の条件を満たす新設・改修等を行う場合
 ① 建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備等、浴室等の出入口幅を75cm以上とする場合
 ② 「車いす使用者用客室」の整備等、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合
 ※3 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合
 ① 敷地内の通路、② 出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、
 ⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場
 ※4 客室を6室以上 (改修前を基に判断) バリアフリー化する場合
 ※5 (1) 又は (2) と同時に申請したのみ対象とする。

- 3 募集期間 令和3年4月19日 (月) から令和4年3月31日 (木) まで
 ※郵送の場合、当日消印有効です。
 ※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 4 申請先 (公財) 東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
 〒162-0801 新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階
 ※申請書類や手続き方法等については、(公財) 東京観光財団ホームページ
 (https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-barrier-free.html) を
 ご覧ください。



アドバイザー派遣のご案内 (無料)

宿泊施設バリアフリー化の専門家が、各施設の課題・要望を確認の上、ニーズにあわせて助言等を無料で行います。
 (詳細は宿泊施設バリアフリー化促進事務局までお問い合わせください。)

- 【支援例】
 - ・各施設のバリアフリー化に対するアドバイス (ハード面、ソフト面)
 - ・宿泊施設バリアフリー化支援補助金の利用方法など

- 1 対象となる事業者
 都内宿泊事業者 (東京都内において旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項及び第3項の営業を行っている施設)
- 2 利用回数
 最大5回まで
 ※申込先着順 (50事業者程度)
 ※申込期間: 令和3年5月14日 (金) ~ 令和4年2月18日 (金)
 ※派遣期間: 令和3年5月17日 (月) ~ 令和4年2月25日 (金)
 ※申込方法: 右のQRコード、または下記の専用申込URLよりお申込みください。
<https://questant.jp/q/2021bfadviser>

